

山梨県公報

号外第五十号

平成二十四年

八月十三日

月 曜 日

目次

規 則

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第三十四号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の二の(二)中、「二百三十八万七千円」を、「二百四十万千円」に改め、同表の第一の三の(三)の表中、「一七、三〇〇円」を、「一七、一〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を、「二二、二〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を、「三三、七〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を、「三九、二〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を、「四九、七〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を、「二八、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を、「三六、九〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を、「五一、四〇〇円」に、「六〇、四〇〇円」を、「六〇、二〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を、「七五、七〇〇円」に改め、別表の第一の三の(三)の(2)中、「たい積」を、「堆積」に改め、同表の第一の三の(三)の(2)の表中、「一七、五〇〇円」を、「一七、四〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を、「一六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を、「一九、九〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を、「二五、三〇〇円」に改め、別表の第一の十二の(二)中、「十三万四千二百円」を、「十三万三千九百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(1)中、「二万二千四百円」を、「二万二千五百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(2)中、「一万五千七百円」を、「一万五千五百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(3)中、「一万四千六百円」を、「一万六千五百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(4)中、「一万五千八百円」を、「一万五千四百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(5)中、「一万六千九百円」を、「一万六千八百

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県災害救助法施行細則別表の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

円」に改め、同表の第二の(一)の1の(6)中、「一万七千九百円」を、「一万七千七百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(7)中、「一万七千円」を、「一万七千五百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(8)中、「一万六千七百円」を、「一万六千五百円」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番